

## **第4章 熊谷市障がい者支援計画(第7期)の基本的な考え方**

## 1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

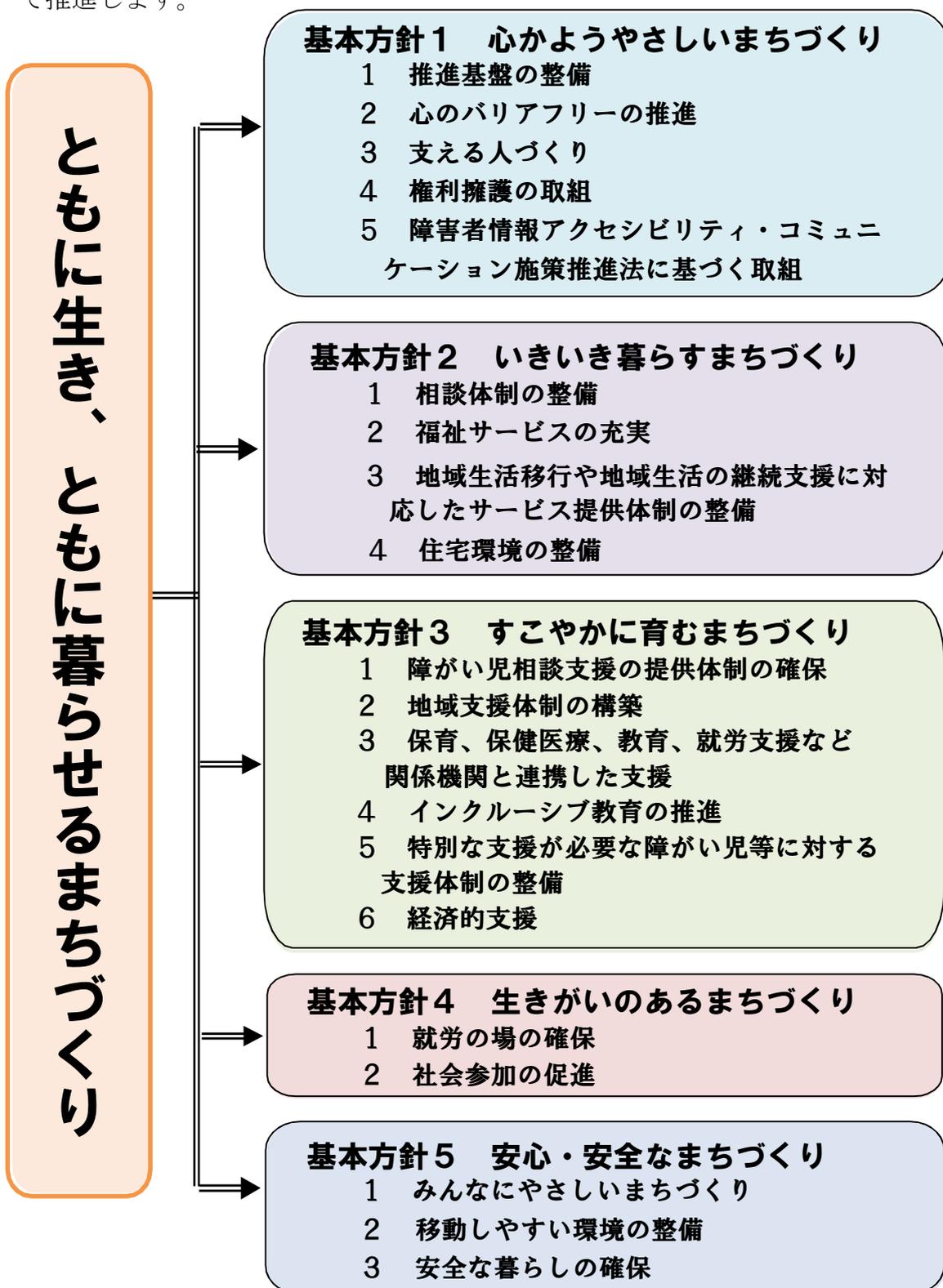
### 基本理念

**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**



## 2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。



## 3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体及び計画相談事業所からの意見・要望、障がい者計画（第3次）、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）での取組状況からの課題、大里地域自立支援協議会<sup>※</sup>で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

※ 「大里地域自立支援協議会」：熊谷市、深谷市及び寄居町で共同設置され、地域内の学識経験者、障がい者団体、保健・医療、教育、雇用などの関係機関、民生委員・児童委員、企業、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所による地域の障がい福祉に関する協議の場として、組織されている協議会です。

### 1 障害福祉サービスの提供体制の確保により、切れ目のない支援を図ります

地域のあらゆる住民が、ともに認め合うことができる共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを利用することで、自立と社会参加の実現が図られるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センター（くまさぼ）を中心に、障がいのある方及びその家族からの相談に応じる体制の構築や相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等の実施に努めます。

施設入所から地域生活への移行が進められるように、地域における居住の場としてグループホームの質の向上や、訪問系・日中活動系サービスの充実を図るとともに、重症心身障がい者の親亡き後の受入れ先としての施設入所支援施設の確保などが課題です。このことから「障害福祉サービスの提供体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

#### 基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

##### 1 相談体制の整備

施策No.35 障害者相談支援センターの充実

施策No.36 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実

##### 2 福祉サービスの充実

施策No.39～53 （1）日中活動の場の確保、（2）住まいの場の確保

### 3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

施策No.82 医療体制の充実

施策No.83 在宅医療体制の充実

## 2 障がいのある方の社会参加を進めます

---

障がいのある方が社会の一員として、経済、文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていきけるようにするために、交流の場の提供や雇用の促進、社会的障壁の除去、障がい特性に応じた情報の提供など多様なニーズに対応していく必要があります。このことから「障がい児者の社会参加の促進」を本計画の重点施策として取り上げます。

### 基本方針1 心かようやさしいまちづくり

#### 1 推進基盤の整備

施策No.1 地域住民との交流の推進

#### 2 心のバリアフリーの推進

施策No.8 交流環境の充実

施策No.13 心のバリアフリーの普及啓発

#### 5 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

施策No.31 障がいのある方への効果的な情報提供

施策No.32 広報活動の充実

### 基本方針4 生きがいのあるまちづくり

#### 1 就労の場の確保

施策No.125 雇用の場の拡大

施策No.126 就労支援施策の推進

施策No.127 就労移行支援

施策No.128 就労定着支援

施策No.133 就労継続支援（A型・B型）

#### 2 社会参加の促進

施策No.136 障がい児者の公共施設利用の促進

施策No.139 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進

施策No.141 障がい者スポーツの推進

### 基本方針5 安心・安全なまちづくり

#### 1 みんなにやさしいまちづくり

施策No.145 住みやすいまちづくりの総合的推進

施策No.147 交通環境の整備

#### 2 移動しやすい環境の整備

施策No.155 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援

施策No.157 コミュニティバスによる移動支援

## **3 災害発生時における避難支援体制を整備します**

---

平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風以降、災害時避難対策への関心が高くなっています。災害対応の基本理念である「自助・共助・公助」の連携体制の構築のため、災害状況に応じて、何がどこまでできるのか、またどんな支援が必要なのか調整しなければなりません。このことから、「災害発生時における避難支援」を本計画の重点施策として取り上げます。

### 基本方針5 安心・安全なまちづくり

#### 3 安全な暮らしの確保

施策No.160 避難行動要支援者支援制度の推進

## **4 障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します**

---

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育などの関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児、虐待を受けた障がい児につきましても、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。このこと

から、「障がい児に対するきめ細かな支援体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

### 基本方針3 すこやかに育むまちづくり

#### 1 障がい児相談支援の提供体制の確保

施策No.93 児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援

施策No.94 障害児通所支援事業所による育児相談支援

#### 2 地域支援体制の構築

施策No.97 児童発達支援

施策No.98 医療型児童発達支援

施策No.99 居宅訪問型児童発達支援

施策No.100 放課後等デイサービス

#### 4 インクルーシブ教育の推進

施策No.113 インクルーシブ教育の推進

施策No.116 幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進

#### 5 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

施策No.119 重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保

施策No.121 医療的ケア児等の停電時の電源確保



P43、44 題名「 秋冬のイベント 」

## 4 計画の推進体制

### 1 庁内関係各課の連携による取組

本計画の推進に当たり、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

### 2 関係機関との協働による推進

行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制の整備を推進します。

「協働」を基本に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

### 3 進捗管理の点検・評価

各施策の達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価には、関係部課が連携し、進捗管理していくとともに、熊谷市障がい者施策推進委員会など関係機関に意見を求めます。

